

的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（ロ及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）」及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」と、「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同法」とあるのは「同法」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「という。」を同項」とあるのは「という。」を同法第九十条の三の三第一項」と、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭（租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭）」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同条第三項中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（ロ及び二）」とあるのは「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項）」と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「石油石炭税法第二十一条」とあるのは「同法第二十一条」と、「同法第二十一条」と、「同法第二十四条」とあるのは「同法第二十五条」と、「第五号に係る部分に限る」とあるのは「第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）」及び第二百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

（特定の石油製品を特定の運送の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第八十九条 平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間における

新租税特別措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用については、同項本文中「第九十条の三の二第一号に定める税率」とあるのは、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第八十七条第二項第一号に定める税率」とする。

2 平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置

法第九十条の三の四第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「及び第二十二條（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）」、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは、「第二十二條（第一号を除く。）及び第二十三條（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」と、「石油石炭税法第二十一条中」とあるのは「同法第二十一条中」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三條第一項及び第二項」と、「という。」を同項」とあるのは「という。」を同法第九十条の三の四第一項」と、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二條第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「同法第二十三條第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（ロ及びニ）」とあるのは「第二十三條（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項）」と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「準用される石油石炭税法」とあるのは「準用される同法」と、「石油石炭税法第二十一条」とあるのは「同法第二十一条」と、「第二十四條」とあるのは「第二十五條」と、「第五号に係る部分に限る」とあるのは「第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五條第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十七條（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九

条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

(石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付に関する経過措置)

第九十条 新租税特別措置法第九十条の五第一項の規定は、同項に規定する石油化学製品の製造者が平成二十三年十月一日以後に同項に規定する特定揮発油等を原料に用いて同項に規定する石油化学製品を製造した場合について適用し、当該石油化学製品の製造者が同日前に当該特定揮発油等を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合については、なお従前の例による。

2| 平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の五第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第八十七条第二項第一号」とする。

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置)

第九十一条 新租税特別措置法第九十条の六第一項の規定は、農林漁業を営む者が平成二十三年十月一日以後に同項に規定する重油をその用途に供するため同項に規定する方法により購入した場合について適用し、農林漁業を営む者が同日前に当該重油をその用途に供するため当該方法により購入した場合については、なお従前の例による。

2| 平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の六第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第八十七条第二項第一号」とする。

(石油石炭税の特例に関する経過措置)

第九十二条 新租税特別措置法第九十条の四第二項若しくは第四項、第九十条の四の二第二項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項若しくは第四項若しくは第九十条の六の二第五項又は租税特別措置法第九十条の三の三第二項若しくは第九十条の三の四第三項（これらの規定中国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八）国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七

に係る部分に限る。の規定を準用する部分を除く。の規定（以下この項において「新法の規定」という。）は、平成二十四年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行う新法の規定において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧租税特別措置法第九十条の四第二項若しくは第四項、第九十条の四の第二項、第九十条の四の第三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項若しくは第四項若しくは第九十条の六の二第五項又は附則第八十八条第二項若しくは附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九十条の三の第三第二項若しくは第九十条の三の第四第三項の規定（以下この項において「旧法の規定」という。）において準用する旧石油石炭税法第二十三条の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧法の規定に規定する者に対して行った旧法の規定において準用する旧石油石炭税法第二十三条の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九十条の四第二項若しくは第四項、第九十条の四の第二項、第九十条の四の第三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項若しくは第四項若しくは第九十条の六の二第五項又は租税特別措置法第九十条の三の第三第二項若しくは第九十条の三の第四第三項（これらの規定中国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十三条 第二十条の規定による改正後の輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（以下この条において「新輸徴法」という。）第二十一条第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同項に規定する者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該者に対して当該調査に係る第二十条の規定による改正前の輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（以下この項において「旧輸徴法」という。）第二十一条第一項

の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項及び第三項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧輸徴法第二十二條第一項に規定する者に対して行つた質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2| 新輸徴法第二十二條第二項、第四項（同條第二項に係る部分に限る。）及び第六項（同條第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される同條第二項に規定する物件について適用する。

3| 新輸徴法第二十二條第五項及び第六項（同條第五項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に同條第一項に規定する者に対して行ふ質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十四條 第二十一條の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調査法」という。）第五條第一項及び第三項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同條第一項に規定する国外送金等調査を提出する義務がある者に対して行ふ質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る第二十一條の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五條第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この条において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に第二十一條の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第五條第一項に規定する国外送金等調査を提出する義務がある者に対して行つた質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2| 新国外送金等調査法第五條第二項、第四項（第二項に係る部分に限る。）及び第六項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される同條第二項に規定する物件について適用する。

3| 新国外送金等調査法第五條第五項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同條第一項に規定する国外送金等調査を提出する義務がある者に対して行ふ質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十五条 第二十二条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(次項において「新特別措置法」という。)(第十九条第一項(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。)(の規定を準用する部分を除く。)(の規定は、平成二十四年一月一日以後に同項において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第一号イからニまでに規定する者に対して行う同条の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取(同日前から引き続き行われている調査(同日前にこれらの者に対して当該調査に係る第二十二条の規定による改正前の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(以下この項において「旧特別措置法」という。)(第十九条第一項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)(に係るものを除く。)(について適用し、同日前に旧特別措置法第十九条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取(経過措置調査に係るものを含む。)(については、なお従前の例による。)

2 新特別措置法第十九条第一項(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。)(の規定を準用する部分に限る。)(の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に規定する物件について適用する。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)
第九十六条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 省 略

2 次章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

(定義)

第二条 同上

2 同上

る。

一・二 省 略

三 修正申告書 国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

四 更正請求書 国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

五〃九 省 略

三・四 省 略

（雑損失の繰越控除の特例）

第五条 省 略

2 省 略

3 第一項の規定の適用がある場合における国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、同法第二条第六号ハ（一）中「同法」とあるのは、「同法又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」とする。

（純損失の繰越控除の特例）

第七条 省 略

2〃5 省 略

6 第一項から第三項までの規定の適用がある場合における国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、同法第二条第六号ハ（一）中「同法」とあるのは、「同法又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」とする。

（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）

第十五条 法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第七十二条第一項に規定する期間（当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書（以下この条及び次条において「仮決算の中間申告書」という。）を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。）において生じた繰戻対象震災損失金額（当該各事業年度又

一・二 同 上

三 修正申告書 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

四 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

五〃九 同 上

三・四 同 上

（雑損失の繰越控除の特例）

第五条 同 上

2 同 上

3 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ（一）中「同法」とあるのは、「同法又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」とする。

（純損失の繰越控除の特例）

第七条 同 上

2〃5 同 上

6 第一項から第三項までの規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ（一）中「同法」とあるのは、「同法又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」とする。

（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）

第十五条 法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第七十二条第一項に規定する期間（当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書（以下この条及び次条において「仮決算の中間申告書」という。）を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。）において生じた繰戻対象震災損失金額（当該各事業年度又

は中間期間において生じた同法第七十四条第一項第一号又は第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額のうち、東日本大震災により棚卸資産、固定資産（同法第二十二号に規定する固定資産をいう。）その他の政令で定める資産（次条第一項において「棚卸資産等」という。）について生じた損失の額で政令で定めるもの（仮決算の中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該法人は、当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間（以下この項及び第三項において「震災欠損事業年度」という。）開始の前二年内に開始したいずれかの事業年度（震災欠損事業年度が同法第八十条第一項各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第六十八条（同法第四百四条において準用する場合を含む。）又は第六十九条から第七十条の二までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、租税特別措置法第四十二条の四第十一項（同法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定その他政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）に、当該いずれかの事業年度（以下第三項までにおいて「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうちに占める震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2 4 省 略

5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、法人税法第二十六条第一項第四号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

は中間期間において生じた同法第七十四条第一項第一号又は第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額のうち、東日本大震災により棚卸資産、固定資産（同法第二十二号に規定する固定資産をいう。）その他の政令で定める資産（次条第一項において「棚卸資産等」という。）について生じた損失の額で政令で定めるもの（仮決算の中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該法人は、当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間（以下この項及び第三項において「震災欠損事業年度」という。）開始の前二年内に開始したいずれかの事業年度（震災欠損事業年度が同法第八十条第一項各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第六十八条（同法第四百四条において準用する場合を含む。）又は第六十九条から第七十条の二までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、租税特別措置法第四十二条の四第十一項（同法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定その他政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）に、当該いずれかの事業年度（以下第三項までにおいて「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうちに占める震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2 4 同 上

5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法及び国税通則法の規定の適用については、法人税法第二十六条第一項第四号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十五条（震災損失の

(以下「震災特例法」という。)第十五条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定」と、同法第五十七条第一項中「及び第八十条」とあるのは「並びに第八十条」と、「の規定により還付」とあるのは「及び震災特例法第十五条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定により還付」と、同条第二項、第三項第一号及び第四項第一号中「及び第八十条」とあるのは「並びに第八十条及び震災特例法第十五条」と、同法第五十八条第一項中「の規定の適用」とあるのは「若しくは震災特例法第十五条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定の適用」と、同法第八十条第一項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額(震災特例法第十五条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。以下この項及び第四項において同じ。)」が」と、同条第二項中「この条」とあるのは「この条又は震災特例法第十五条」と、「その適用」とあるのは「これらの規定の適用」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は同条第二項の繰戻対象震災損失金額」と、「同項」とあるのは「前項」と、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第四項第三号ハ中「(外国法人に対する準用)」とあるのは「(外国法人に対する準用)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第四項(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)」とする。

6・7 省 略

(仮決算の中間申告による所得税額の還付)

第十六条 省 略

2・3 省 略

4 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の中間申告書の提出期限の翌日(同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあっては、同項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が同法第二十三条第一項の規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規定による更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)とする。)からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当するのに適するこ

繰戻しによる法人税額の還付)の規定」と、同法第五十七条第一項中「及び第八十条」とあるのは「並びに第八十条」と、「の規定により還付」とあるのは「及び震災特例法第十五条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定により還付」と、同条第二項、第三項第一号及び第四項第一号中「及び第八十条」とあるのは「並びに第八十条及び震災特例法第十五条」と、同法第五十八条第一項中「の規定の適用」とあるのは「若しくは震災特例法第十五条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定の適用」と、同法第八十条第一項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額(震災特例法第十五条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。以下この項及び第四項において同じ。)」が」と、同条第二項中「この条」とあるのは「この条又は震災特例法第十五条」と、「その適用」とあるのは「これらの規定の適用」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は同条第二項の繰戻対象震災損失金額」と、「同項」とあるのは「前項」と、国税通則法第十九条第四項第三号ハ中「(外国法人に対する準用)」とあるのは「(外国法人に対する準用)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第四項(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)」とする。

6・7 同 上

(仮決算の中間申告による所得税額の還付)

第十六条 同 上

2・3 同 上

4 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の中間申告書の提出期限の翌日(同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあっては、同項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が同法第二十三条第一項の規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規定による更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)とする。)からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当するのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった

となった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。

5・6 省略

（中間申告書の提出を要しない場合）

第十七条 東日本大震災に係る国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条の規定による申告に関する期限の延長により、中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る事業年度の確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、法人税法第七十一条第一項本文（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）

第二十三条 連結親法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各連結事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間（当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した連結中間申告書（以下この条及び次条において「仮決算の連結中間申告書」という。）を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。）において生じた繰戻対象震災損失金額（当該各連結事業年度又は中間期間において生じた同法第八十一条の二十第二項第一号又は第八十一条の二十第一項第一号に掲げる連結欠損金額のうち、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係がある各連結子法人の東日本大震災により第十五条第一項に規定する棚卸資産等について生じた損失の額で政令で定めるものの合計額（仮決算の連結中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該連結親法人は、当該各連結事業年度に係る連結確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の連結中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下この項及び第三項において「震災欠損連結事業年度」という。）開始の前二年内に開始したいずれかの連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第八十一条の十四から第八十一条の十七までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし

日）までの期間とする。

5・6 同上

（中間申告書の提出を要しない場合）

第十七条 東日本大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長により、中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る事業年度の確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、法人税法第七十一条第一項本文（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）

第二十三条 連結親法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各連結事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間（当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した連結中間申告書（以下この条及び次条において「仮決算の連結中間申告書」という。）を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。）において生じた繰戻対象震災損失金額（当該各連結事業年度又は中間期間において生じた同法第八十一条の二十第二項第一号又は第八十一条の二十第一項第一号に掲げる連結欠損金額のうち、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係がある各連結子法人の東日本大震災により第十五条第一項に規定する棚卸資産等について生じた損失の額で政令で定めるものの合計額（仮決算の連結中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該連結親法人は、当該各連結事業年度に係る連結確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の連結中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下この項及び第三項において「震災欠損連結事業年度」という。）開始の前二年内に開始したいずれかの連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第八十一条の十四から第八十一条の十七までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、租税特別措置法第六十八条の九第十一項（同法第六十

、租税特別措置法第六十八條の九第十一項（同法第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八條の六十九第一項の規定その他政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）に、当該いずれかの連結事業年度（以下第三項までにおいて「還付所得連結事業年度」という。）の連結所得の金額のうちに占める震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額（この条の規定により他の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

214 省 略

5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法及び国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、法人税法第二十六條第一項第四号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十三條（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定」と、同法第八十一條の九第一項中「及び第八十一條の三十一」とあるのは「並びに第八十一條の三十一」と、「の規定により還付」とあるのは「及び震災特例法第二十三條（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付」と、同法第八十一條の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十三條（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付を受ける金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一條の三十一第一項中「連結欠損金額が」とあるのは「連結欠損金額（震災特例法第二十三條（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）が」と、同法第二項中「この条」とあるのは「この条又は震災特例法第二十三條」と、「その適用」とあるのは「これらの規定の適用」と、「連結欠損金額」とあるのは「連結欠損金額又は同法第二項の繰戻対象震災損失金額」と、「同項」とあるのは「前項」と、国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九條第四項第三号ハ中「（外国法人に対する準用）」と

八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八條の十第五項、第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八條の六十九第一項の規定その他政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）に、当該いずれかの連結事業年度（以下第三項までにおいて「還付所得連結事業年度」という。）の連結所得の金額のうちに占める震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額（この条の規定により他の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

214 同 上

5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法及び国税通則法の規定の適用については、法人税法第二十六條第一項第四号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十三條（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定」と、同法第八十一條の九第一項中「及び第八十一條の三十一」とあるのは「並びに第八十一條の三十一」と、「の規定により還付」とあるのは「及び震災特例法第二十三條（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付」と、同法第八十一條の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十三條（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付を受ける金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一條の三十一第一項中「連結欠損金額が」とあるのは「連結欠損金額（震災特例法第二十三條（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）が」と、同法第二項中「この条」とあるのは「この条又は震災特例法第二十三條」と、「その適用」とあるのは「これらの規定の適用」と、「連結欠損金額」とあるのは「連結欠損金額又は同法第二項の繰戻対象震災損失金額」と、「同項」とあるのは「前項」と、国税通則法第十九條第四項第三号ハ中「（外国法人に対する準用）」とあるのは「（外国法人に対する準用）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法

あるのは「(外国法人に対する準用)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第四項(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)」とする。

6・7 省略

(仮決算の連結中間申告による所得税額の還付)

第二十四条 省略

24 省略

5 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の連結中間申告書の提出期限の翌日(同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあつては、同項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が同法第二十三条第一項の規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規定による更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)とする。)からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日)までの期間とする。

6・7 省略

(連結中間申告書の提出を要しない場合)

第二十五条 東日本大震災に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条の規定による申告に関する期限の延長により、連結中間申告書の提出期限と当該連結中間申告書に係る連結事業年度の連結確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、法人税法第八十一条の十九第一項本文の規定にかかわらず、当該連結中間申告書を提出することを要しない。

(特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例)

第三十四条 平成二十三年三月十日以前に相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第三十八条までにおいて同じ。))により取得した財産で相続税法(昭和二十五年法律第七

律第二十三条第四項(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)」とする。

6・7 同上

(仮決算の連結中間申告による所得税額の還付)

第二十四条 同上

24 同上

5 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の連結中間申告書の提出期限の翌日(同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあつては、同項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が同法第二十三条第一項の規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規定による更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)とする。)からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日)までの期間とする。

6・7 同上

(連結中間申告書の提出を要しない場合)

第二十五条 東日本大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長により、連結中間申告書の提出期限と当該連結中間申告書に係る連結事業年度の連結確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、法人税法第八十一条の十九第一項本文の規定にかかわらず、当該連結中間申告書を提出することを要しない。

(特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例)

第三十四条 平成二十三年三月十日以前に相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第三十八条までにおいて同じ。))により取得した財産で相続税法(昭和二十五年法律第七

十三号)第二十一条の九第三項(租税特別措置法第七十条の二の四第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けるものに係る贈与及び贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項及び第三十六条において同じ。)により財産を取得した者があり、かつ、当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限が同月十一日以後である場合において、その者が当該相続若しくは遺贈により取得した財産又は贈与により取得した財産(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間に取得したもので、同法第十九条又は第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに限る。)で同月十一日において所有していたもののうちに、東日本大震災により相当な損害を受けた地域として財務大臣の指定する地域(以下この項及び第四項において「指定地域」という。)内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この条及び次条において「特定土地等」という。)又は指定地域内に保有する資産の割合が高い法人として政令で定める法人の株式若しくは出資(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「特定株式等」という。)があるときは、当該特定土地等又は当該特定株式等については、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額又は同法第十九条若しくは第二十一条の十五の規定により当該相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、同法第二十二条の規定にかかわらず、東日本大震災の発生直後の価額として政令で定めるものの金額とすることができる。

2 省 略

3 前二項の規定は、これらの規定に規定する申告書(これらの申告書に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。)又は同法第二十三条第三項に規定する更正請求書にこれらの規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り、適用する。ただし、当該記載がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

4 省 略

(相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例)

十三号)第二十一条の九第三項(租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けるものに係る贈与及び贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項及び第三十六条において同じ。)により財産を取得した者があり、かつ、当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限が同月十一日以後である場合において、その者が当該相続若しくは遺贈により取得した財産又は贈与により取得した財産(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間に取得したもので、同法第十九条又は第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに限る。)で同月十一日において所有していたもののうちに、東日本大震災により相当な損害を受けた地域として財務大臣の指定する地域(以下この項及び第四項において「指定地域」という。)内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この条及び次条において「特定土地等」という。)又は指定地域内に保有する資産の割合が高い法人として政令で定める法人の株式若しくは出資(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において「特定株式等」という。)があるときは、当該特定土地等又は当該特定株式等については、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額又は同法第十九条若しくは第二十一条の十五の規定により当該相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、同法第二十二条の規定にかかわらず、東日本大震災の発生直後の価額として政令で定めるものの金額とすることができる。

2 同 上

3 前二項の規定は、これらの規定に規定する申告書(これらの申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。)又は同法第二十三条第三項に規定する更正請求書にこれらの規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り、適用する。ただし、当該記載がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

4 同 上

(相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例)

第三十六条 同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者のうちに第三十四条第一項の規定の適用を受けることができる者がいる場合において、当該相続若しくは遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が相続税法第二十七条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が指定日（財務大臣が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日をいう。以下この条において同じ。）の前日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、指定日とする。

2 5 省 略

（東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例）

第三十八条 租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この項及び次項において「住宅取得等資金」という。）について同条第一項の規定の適用を受けた同条第三項第一号に規定する特定受贈者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与（平成二十三年一月一日から同年三月十日までの間にあっては、同年一月一日において六十歳未満の者からの贈与）により住宅取得等資金の取得をした者に限る。）が、次に掲げる場合に該当するときは、同条第四項から第六項までの規定は、適用しない。

一 3 省 略

2 省 略

3 平成二十三年一月一日から同年三月十日までの間に同年一月一日において六十歳未満の者からの贈与により金銭の取得をした個人が、当該金銭を住宅用の家屋の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築（改築その他の工事を含む。）の対価に充てて当該新築若しくは取得又は増築をする場合には、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により平成二十四年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築ができなかったときであっても、当該個人は、租税特別措置法第七十条の三の規定の適用を受けることができる。この場合において、同条第一項及び第四項中「贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する日の年の翌年三月十五日」とあり、並びに同項中「当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日」とあるのは、「平成二十五

第三十六条 同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者のうちに第三十四条第一項の規定の適用を受けることができる者がいる場合において、当該相続若しくは遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が相続税法第二十七条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が指定日（財務大臣が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日をいう。以下この条において同じ。）の前日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、指定日とする。

2 5 同 上

（東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例）

第三十八条 租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この項及び次項において「住宅取得等資金」という。）について同条第一項の規定の適用を受けた同条第三項第一号に規定する特定受贈者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした者に限る。）が、次に掲げる場合に該当するときは、同条第四項から第六項までの規定は、適用しない。

一 3 同 上

2 同 上

3 平成二十三年一月一日から同年三月十日までの間に同年一月一日において六十歳未満の者からの贈与により金銭の取得をした個人が、当該金銭を住宅用の家屋の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築（改築その他の工事を含む。）の対価に充てて当該新築若しくは取得又は増築をする場合には、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により平成二十四年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築ができなかったときであっても、当該個人は、租税特別措置法第七十条の三の規定の適用を受けることができる。この場合において、同条第一項及び第四項中「贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する日の年の翌年三月十五日」とあり、並びに同項中「当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日」とあるのは、「平成二十

年三月十五日」とする。

4 省 略

（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）

第四十二条 東日本大震災に係る被災者である事業者（以下この条において「被災事業者」という。）で被災日（事業者が被災事業者となった日をいう。以下この条において同じ。）の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第九条第四項の規定の適用を受けようとするものが、同項の規定による届出書を国税庁長官が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日（以下この条において「指定日」という。）までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日（当該課税期間が同項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であって、かつ、当該届出書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日）に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

2・3 省 略

4 消費税法第十二条の二第一項に規定する新設法人が被災事業者となった場合（当該新設法人が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条の規定の適用を受けたものでない場合にあっては、この項の規定の適用を受けようとする旨を記載した届出書を消費税法第十二条の二第二項に規定する基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日とのいずれか遅い日までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）における当該被災事業者に係る被災日の属する課税期間以後の課税期間については、同条第二項の規定は、適用しない。

5 省 略

（中間申告書の提出を要しない場合）

第四十三条 東日本大震災に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条の規定による申告に関する期限の延長により、消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書（以下この条において「中間申告書」という。）の提出期限と当該中間申告書に係る課税期間の同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、同

五年三月十五日」とする。

4 同 上

（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）

第四十二条 東日本大震災に係る被災者である事業者（以下この条において「被災事業者」という。）で被災日（事業者が被災事業者となった日をいう。以下この条において同じ。）の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第九条第四項の規定の適用を受けようとするものが、同項の規定による届出書を国税庁長官が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日（以下この条において「指定日」という。）までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日（当該課税期間が同項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であって、かつ、当該届出書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日）に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

2・3 同 上

4 消費税法第十二条の二第一項に規定する新設法人が被災事業者となった場合（当該新設法人が国税通則法第十一条の規定の適用を受けたものでない場合にあっては、この項の規定の適用を受けようとする旨を記載した届出書を消費税法第十二条の二第二項に規定する基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日とのいずれか遅い日までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）における当該被災事業者に係る被災日の属する課税期間以後の課税期間については、同条第二項の規定は、適用しない。

5 同 上

（中間申告書の提出を要しない場合）

第四十三条 東日本大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長により、消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書（以下この条において「中間申告書」という。）の提出期限と当該中間申告書に係る課税期間の同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、同法第四十二条第一項本文、第四項本文又は第六項本文の

法第四十二条第一項本文、第四項本文又は第六項本文の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

(被災自動車に係る自動車重量税の還付)

第四十五条 省 略

2 省 略

3 第一項の規定による還付金には、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定による還付加算金は、付さない。

附 則

(施行日前に確定申告書を提出した者等に係る更正の請求)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に平成二十二年分の所得税につき第二条第二項第二号に規定する確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同項第三号に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、その申告又は更正後の事項)につき第二章又は第七章の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

(施行日前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る源泉徴収税額の還付)

第三条 省 略

2 前項の規定による還付金について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、前項の規定による還付の請求があった日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなった日)がある場合には、その適することとなった日)までの期間とする。

(相続税法等の特例に関する経過措置)

規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

(被災自動車に係る自動車重量税の還付)

第四十五条 同 上

2 同 上

3 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

附 則

(施行日前に確定申告書を提出した者等に係る更正の請求)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に平成二十二年分の所得税につき第二条第二項第二号に規定する確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同項第三号に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、その申告又は更正後の事項)につき第二章又は第七章の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

(施行日前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る源泉徴収税額の還付)

第三条 同 上

2 前項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、前項の規定による還付の請求があった日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなった日)がある場合には、その適することとなった日)までの期間とする。

(相続税法等の特例に関する経過措置)

第九条 施行日前に平成二十三年三月十日以前の相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項（租税特別措置法第七十条の二の四第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものに係る贈与及び贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）に係る相続税又は平成二十二年度の贈与税につき第三十四条第三項に規定する申告書を提出した者及び施行日前に当該相続税又は贈与税につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があった場合には、その更正後の事項）につき第四章の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十七条 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日から施行する。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第百八条の次に次の一条を加える。

（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置）

第九条 施行日前に平成二十三年三月十日以前の相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項（租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものに係る贈与及び贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）に係る相続税又は平成二十二年度の贈与税につき第三十四条第三項に規定する申告書を提出した者及び施行日前に当該相続税又は贈与税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があった場合には、その更正後の事項）につき第四章の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日から施行する。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第百六十八条の次に次の一条を加える。

（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置）

第百八条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十八条 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附 則

（相続時精算課税に係る贈与税額の還付に関する経過措置）

第十七条 省 略

2 省 略

3 施行日から平成二十三年十二月三十一日までの間における旧相続税法第三十三条の二の規定の適用については、同条第四項中「決定が」とあるのは、「決定（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が」とする。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第四十九条 省 略

2・3 省 略

4 平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の二の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「調書等」とあるのは「第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書（以下この条において「調書等」という。）を」と、「第三十七条の十四第十五項若しくは」とあるのは「若しくは」と、同条第三項中「第三十七条の十四第十五項又は」とあるのは「又は」と、「第三十七条の十四第十七項から第二十二項まで、第四十一条の十二第二

第百六十八条の二 同 上

附 則

（相続時精算課税に係る贈与税額の還付に関する経過措置）

第十七条 同 上

2 同 上

3 施行日から平成二十三年十二月三十一日までの間における旧相続税法第三十三条の二の規定の適用については、同条第四項中「決定が」とあるのは、「決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が」とする。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第四十九条 同 上

2・3 同 上

4 平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の二の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「調書等」とあるのは「第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書（以下この条において「調書等」という。）を」と、「第三十七条の十四第十五項若しくは」とあるのは「若しくは」と、同条第三項中「第三十七条の十四第十五項又は」とあるのは「又は」と、「第三十七条の十四第十七項から第十九項まで、第四十一条の十二第二十

十四項」とあるのは「第四十一条の十二第二十四項」とする。

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

第八十条 省 略

2 省 略

3 平成二十三年四月一日から施行日の前日までの間に同月分以後の航空機燃料税につき航空機燃料税法第十四条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及び同月一日から施行日の前日までの間に同月分以後の航空機燃料税につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同月一日から施行日の前日までの間に同法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、その申告又は更正後の事項）につき、新租税特別措置法第九十条の八から第九十条の九までの規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

4 省 略

(健康保険法等の一部改正)

第九十九条 次に掲げる法律の規定中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百四条第一項第十六号

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第八十二条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 十五 省 略

十六 第八八十三条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る

四項」とあるのは「第四十一条の十二第二十四項」とする。

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

第八十条 同 上

2 同 上

3 平成二十三年四月一日から施行日の前日までの間に同月分以後の航空機燃料税につき航空機燃料税法第十四条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及び同月一日から施行日の前日までの間に同月分以後の航空機燃料税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同月一日から施行日の前日までの間に同法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、その申告又は更正後の事項）につき、新租税特別措置法第九十条の八から第九十条の九までの規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

4 同 上

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条 同 上

一 十五 同 上

十六 第八八十三条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る

権限（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

十七～二十一 省略

24 省略

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五百三十三条第十号

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第五百三十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三百三十五条第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第十二号から第十四号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一～九 省略

十 第三百三十七条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

十一～十五 省略

24 省略

三 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の三第五項

（清算金等の徴収）

第八十九条の三 省略

権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

十七～二十一 同上

24 同上

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第五百三十三条 同上

一～九 同上

十 第三百三十七条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

十一～十五 同上

24 同上

（清算金等の徴収）

第八十九条の三 同上